

## 浜松市母子保健センター条例に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市母子保健センター条例（昭和57年浜松市条例第19号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市母子保健センター施行規則（昭和57年浜松市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (開館時間の変更に係る審査基準)

第3条 条例第4条に規定する「市長が必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国または独立行政法人（独立行政法人通則第1条で定義される法人）及び地方公共団体または地方独立行政法人（独立行政法人法第7条に基づき設立された法人）並びにこれら機関を主たる構成員とする任意団体（以下「公共機関」という。）が利用する場合。

(2) 申請者が施設を利用するにあたり、準備等の必要があると認められ、管理上支障がない場合。

### (休館日等の変更に係る審査基準)

第4条 条例第5条に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、公共機関が利用する場合をいう。

### (利用許可に係る審査基準)

第5条 条例第7条に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合、その他申請者若しくは他の利用者の確保、または施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(2) 施設の点検等、施設を管理するうえで必要な事情が生じた場合

### (利用許可の取消しに係る処分基準)

第6条 条例第10条に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

(1) 条例第7条の規定に違反したとき。

(2) 条例第9条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 規則第5条の各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) 規則第6条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第10条第1項第2号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第5条に規定

する場合をいう。

(標準処理期間)

第7条 条例第6条及び規則第4条の申請があった場合は、申請日から10日以内にその可否を申請者に通知するものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。